

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成24年 2 月 28 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第 5 故永井千年議員に対する追悼演説について
- 日程第 6 議案第 1 号 愛西市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 愛西市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 5 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6 号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9 号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 愛西市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第22 議案第17号 平成23年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第23 議案第18号 平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第24 議案第19号 平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第25 議案第20号 平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第26 議案第21号 平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につ

いて

- 日程第27 議案第22号 平成24年度愛西市一般会計予算について
日程第28 議案第23号 平成24年度愛西市土地取得特別会計予算について
日程第29 議案第24号 平成24年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
日程第30 議案第25号 平成24年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第31 議案第26号 平成24年度愛西市介護保険特別会計予算について
日程第32 議案第27号 平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
日程第33 議案第28号 平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
日程第34 議案第29号 平成24年度愛西市水道事業会計予算について
日程第35 請願第1号 年金支給年齢の引き上げをやめる請願について
日程第36 請願第2号 年金支給年齢の引き上げをやめる請願について
日程第37 請願第3号 年金2.5%の削減をやめる請願について
日程第38 請願第4号 年金2.5%の削減をやめる請願について
日程第39 請願第5号 総ての高齢者に3.3万円の年金を支給する請願について
日程第40 請願第6号 総ての高齢者に3.3万円の年金を支給する請願について
日程第41 請願第7号 子ども医療費無料化の拡充を求める請願について
日程第42 選挙第1号 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について
日程第43 選挙第2号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（23名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 大野 則男 君 | 2番 | 島田 浩 君 |
| 3番 | 吉川 三津子 君 | 4番 | 大島 一郎 君 |
| 5番 | 下村 一郎 君 | 7番 | 石崎 たか子 君 |
| 8番 | 竹村 仁司 君 | 9番 | 鷲野 聡明 君 |
| 10番 | 堀田 清 君 | 11番 | 鬼頭 勝治 君 |
| 12番 | 岩間 泰彦 君 | 13番 | 真野 和久 君 |
| 14番 | 加藤 敏彦 君 | 15番 | 日永 貴章 君 |
| 16番 | 榎本 雅夫 君 | 17番 | 加賀 博 君 |
| 18番 | 大島 功 君 | 19番 | 大宮 吉満 君 |
| 20番 | 八木 一 君 | 21番 | 山岡 幹雄 君 |
| 22番 | 前田 芙美子 君 | 23番 | 近藤 健一 君 |
| 24番 | 中村 文子 君 | | |

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 善 巳 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	大 島 静 雄 君
消 防 長	横 井 勤 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	山 田 宗 一		

午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

それでは、本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、16番・榎本雅夫議員、17番・加賀博議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、平成23年12月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成23年12月21日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は、本日2月28日から3月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの24日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の日永貴章議員、よろしくお願いいたします。

**○15番（日永貴章君）**

海部南部水道企業団の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団は、平成23年12月26日開催されまして、平成23年第4回定例会を開催いたしました。

付議事件といたしましては、議案第5号：海部南部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号：海部南部水道企業団議会の定例会条例の一部を改正する条例について、議案第7号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、それぞれ可決・成立いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、よろしくお願いいたします。

**○14番（加藤敏彦君）**

海部地区水防事務組合議会の報告をいたします。

2月14日、愛西市佐屋公民館で開催されました。

付議事件として4件ありました。

議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：海部地区水防事務組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成24年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について、予算総額2,286万9,000円で、予算書の数字に間違いがありましたが、訂正の上、全員賛成で可決されました。

議案第4号：監査員の選任につき同意を求めることについて、弥富市の監査委員をされてみえる片岡明氏を監査委員として全員賛成で同意されました。

以上です。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の鷲野聰明議員、よろしくお願いいたします。

**○9番（鷲野聰明君）**

海部地区急病診療所組合議会の報告をさせていただきます。

平成24年2月17日、場所は海部地区急病診療所で議会がありました。

平成24年第1回定例会、付議事件として6件であります。

議案第1号：海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第2号：海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第3号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に

ついて、議案第4号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第5号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第6号：平成24年度海部地区急病診療所組合職員一般会計予算について、予算総額1億3,450万円。

以上6件、それぞれ全員賛成による可決といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

次に、海部地区環境事務組合理議会議員の八木一議員、お願いいたします。

○20番（八木 一君）

それでは、海部地区環境事務組合の報告をいたします。

平成24年2月20日月曜日、場所、海部地区環境事務組合新開センターにおきまして、平成24年第1回定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、議案第1号：平成23年度海部地区環境事務組合理一般会計補正予算（第3号）について、補正額2億1,910万6,000円、補正後の予算総額44億6,607万4,000円であります。全員賛成で可決をいたしました。

議案第2号：平成24年度海部地区環境事務組合理一般会計予算について、予算総額40億3,479万2,000円であります。これも全員賛成で可決をいたしました。

組合の経過報告については別紙のとおりでありますので、お目通しのほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合理議会議員の中村文子議員、お願いいたします。

○24番（中村文子君）

平成24年の第1回定例会が、2月9日にKKRホテル名古屋で行われました。

付議事件といたしましては、議案第1号、議案第2号とも条例の一部改正で、これは可決いたしました。

それから、議案第3号ですが、平成23年度愛知県後期高齢者医療広域連合理一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正額が34億4,936万2,000円、補正後の予算総額が81億5,011万6,000円、これを可決いたしました。

それから、議案第4号：平成23年度愛知県後期高齢者医療広域連合理後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、これは補正額が29億9,278万2,000円、補正後の予算総額が6,150億9,572万5,000円、これも可決いたしました。

それから、議案第5号ですが、平成24年度愛知県後期高齢者医療広域連合理一般会計予算、予算総額が49億9,177万6,000円、これも原案どおり可決いたしました。

議案第6号：平成24年度愛知県後期高齢者医療広域連合理後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額が6,450億5,323万5,000円、これも原案どおり可決いたしました。

それから、議案第7号：第2次愛知県後期高齢者医療広域連合理広域計画の策定についても原

案どおり可決いたしました。

次に請願ですが、請願第1号と請願第3号、これは同じ要旨のものであります。それから請願第2号と第4号、これも同じ要旨のものでありましたが、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○12番（岩間泰彦君）

それでは報告をいたします。庁舎建設等調査特別委員会の報告をさせていただきます。

第4回の庁舎建設等調査特別委員会は、平成24年1月30日に市役所委員会室におきまして、正・副議長にも出席をしていただき開催をいたしました。

今回は、統合庁舎建設・改修基本設計（案）について、施設整備担当課長から詳細な説明を受けてから、質疑・応答ということで行いました。なお、山下設計の担当者2名にも出席していただいております。

統合庁舎建設・改修基本設計（案）について。この概要版は、2月10日から3月9日までの1カ月間行うパブリックコメントに向けて作成したものです。設計趣旨、計画概要、配置計画、平面計画、立面計画、断面計画について、それぞれ説明の後、次のような質疑がございました。

パブリックコメントでは、どれくらいの方を想定しているのかとの質問には、総合斎苑、庁舎の基本計画については意見はなかったし、今の段階では具体的には言えない。

ワークショップはどのように行ってきたのかとの質問には、老人クラブでは、30名のうち10名の意見を聴取した。障害者の団体及び乳幼児を抱えた妊婦の方からは、スロープ、トイレ及び案内表示設置の要望があり、反映させている。

35億円という枠を持っているが、この費用の試算はいつごろからとの質問には、実施設計で詳細が決められるが、今の段階では、基本設計の35億円以内の試算の中で予算をいただく予定。

日影規制、4時間及び2.5時間と建築基準法第22条指定区域を具体的に説明をとの質問には、冬至の日の午前8時から夕方4時までの間に4時間以上日影を落としてはならない。敷地から10メートルを超える部分については、2.5時間以上日影を落としてはいけないという法律。また22条は、簡単に言えば屋根の構造について指定されている地域。

免震構造とのことですが、どれくらいの地震に耐えられるのかとの質問には、今回の地震でも立証されたが、震度6を超えても大丈夫と考えている。

職員用食堂の計画はとの質問には、食事をするだけの場所であり、会議室と併用で既存棟の2階か3階の予定。

期日前投票はどこで行うのかとの質問には、既存棟1階の市民ラウンジ会議室及び情報コー

ナーの一角である。確定申告は1階会議室の予定。

2階の渡り廊下は大屋根、吹き抜けであり、風の問題、ガラスの汚れ対策は。2階の廊下、窓口サービスの場所ではいすなどを置くのかとの質問には、大屋根の構造は免震構造で、合わせガラスで安全であり、風対策は植樹で遮断できるのではないかと。窓口にはいすなどを設置する予定。

それから、岩倉市役所では、市民が利用する食堂があるが、自販機のみとするのかという質問には、今のところ、市民の利用できる食堂は考えていない。市民ラウンジ、情報コーナーには自販機を置く予定。

それから、LEDの照明器具は採用するのかとの質問には、既存棟にLEDの設置を考えている。LEDの採用は将来に向けて必要で、検討の材料として考えている。

窓口は何名を想定しているのかとの質問には、窓口への配置は想定していない。

増築棟の1階床高さはプラマイゼロとあるが、防災上50メートルかさ上げするべきでは。津波対策はとの質問には、既存棟へのスロープ、周りの道路などにも影響しますので、ベストではないが、プラマイゼロメートルは今尽くす最善と思う。津波はここまでは来ないと考えているし、電源は分断方式であり、1階の水害対策も考えている。

LCC（ライフサイクルコスト）により、どれぐらいの縮減がされるのか。維持管理的には1年間でどれぐらいかかるのかとの質問には、太陽光発電、地熱などを組み合わせ、将来に向けてLCCを考えて、実施設計に向けて考えていく。

保安上、特別のセキュリティーを考えているのかとの質問には、今検討中ですが、議会部門にICカードによるセキュリティーをかけることを考えている。

それから、LCCと維持管理の件は、いつの段階でとの質問には、3月の末ごろには設備関係も基本設計にまとめていく。

免震構造について、どんな工法を計画しているのか。BSF基礎免震工法とはとの質問には、現在地質調査をしており、地震の動き、エネルギーの解析をし、水に対しても対策された免震装置をとということではいろいろな工法を考え、最適な装置を設定していく。

それから、非常電源はどのように確保されているのかとの質問には、最上階に発電装置を置く計画であり、燃料は3日分を予定。

窓口、ラウンジなど、市民が利用しやすい、市民が来られるような方法を考えてほしいとの要望が多々あり、ほかにも質疑・応答がありましたが、以上で終了した。

以上で報告を終わります。

## ○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成23年11月から平成24年1月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、平成24年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、年度末を控え何かと御多用の中、御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

冒頭に、昨年御逝去されました故永井千年議員のありし日をしのび、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

永井議員さんとの思い出と申しますか、この議場での数々の質疑・応答のこと、あるいは永井議員さん、数年前2回ほど入院をされました。そんな折に、お見舞いにお邪魔したときのお話のこと、あるいは永井議員さんのお宅の家業も繊維関係ということで、私もそうでありましたので、そんな繊維の話も幾度となくさせていただいた、そんな思い出をいただいた一人であります。

そうしたことで、市政にもいろんな角度から、多面にわたり御尽力いただき、厚くお礼を申し上げさせていただきますと同時に、きょう、奥様がお見えでありますけれども、多分御家族のことはもちろん見守っておっていただくと申しますが、愛西市のことも、大局的にまた見守っていただけたら幸いです。

以上、永井議員さんへの言葉とさせていただきます。

さて、平成24年度予算案、その他諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度は、私が2期目の市政を預らせていただき、4年目、任期の最終年を迎えることになりました。公約としました「信頼・共生・協働」を推進し、諸事業の遂行に向け、市政運営に全力で取り組んでまいります。

今定例会には、平成24年度予算案を初め、条例制定など29件の多くの諸議案について御提案を申し上げます。所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

未曾有の大災害であった東日本大震災の発生から、間もなく1年がたとうとしています。厳しい寒さが続く中で、被災地ではまだまだ大変な状況が続いており、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

最近の日本経済の動向は、内閣府の公表によりますと、景気は東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているとしていますが、先行きについて

は、景気が下振れするリスクの存在や電力供給の制約、原子力災害、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念も指摘をされております。

また、国においては、地域のことは地域がみずから考え決定するという地域主権の実現に向けた地方分権改革が推し進められており、そのために求められる地域の実情に応じたまちづくりを進めていく行政体制の構築と、まちづくりに参画していただく市民の皆さんとの協働によるまちづくりがより一層重要になってまいります。

こうした本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、市の財政においては、歳入の根幹をなす市税収入は、引き続き低調に推移をしている状況にあり、財源不足を起債や基金取り崩しに頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いております。

将来にわたり持続可能な財政運営をするため、市民の皆さんからお預かりした税金、限られた財源の中で、事業の有効性を評価しつつ、有効かつ効果的な行財政運営を図ることを念頭に、予算編成に取り組んだところであります。

平成24年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算総額は369億5,368万6,000円で、前年度比1.8%の減額予算となりました。一般会計歳入歳出総額は212億700万円で、前年度比6.1%の減となりました。

基本理念別に主な施策概要を申し上げます。

「和み」では、勝幡駅周辺整備事業も駅前広場の本格的な整備に入っております。また、車の利便性やスムーズな通行の確保を図るため、道路の拡幅整備や歩道整備を行う道路の改良工事を引き続き推進してまいります。

「ゆとり」では、マスコットキャラクター「あいさいさん」については、誕生後1年半を経過し、この間、キャラクターグッズの作成と着ぐるみを活用した市のPRを行ってまいりました。今後も新しいグッズを作成するとともに、市観光協会とも連携を図りながら、PR活動を展開してまいります。

「安心」では、災害時の身の安全を確保するための中学校体育館、市立保育園ガラスの飛散防止対策、生命を守るための住宅内耐震シェルター・防災ベッド設置事業など、新規事業を計上し、防災体制の充実を図ってまいります。

また、自主防災組織活動事業では、地域における防災体制の充実と自主防災活動を推進するため、訓練補助金に加え、防災用備品を補助対象とし、拡充を図ってまいります。

「快適」では、市民の皆さんが市政の主権者であることを基本に置き、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、市民との協働による地域社会を実現するために、まちづくりの基本ルールである自治基本条例の制定作業に着手をいたします。

「便利」では、庁舎整備基本設計に基づき、市議会の庁舎建設等調査特別委員会との協議も踏まえながら、実施設計及び建築確認申請等の手続を行うとともに、来庁者や職員の駐車場確保のため、駐車場拡張の設計手続等も進めてまいります。

「健やか」では、肺炎球菌による肺炎の発症及び重症化を防ぐため、高齢者70歳以上を対象に、ワクチンの接種費用を一部公費助成し、接種率の向上を図ってまいります。

完成を見ました学校給食センターの維持管理運営については、P F I 方式により維持管理費の平準化を図るとともに、既設の佐屋、立田の給食センターを解体撤去し、駐車場として整備して有効活用を図ってまいります。

また、総合斎苑運営につきましても、よりよい利用に見直しつつ、進めてまいっているところであります。

なお、全体の詳細につきましては、主要施策及び概要書にまとめさせていただいております。

各議案の細部につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第5・故永井千年議員に対する追悼演説について

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・故永井千年議員に対する追悼演説についてを議題といたします。

永井千年議員が平成23年12月24日に御逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえません。愛西市議会先例集第5章第3節39では、議員が死去したときは黙祷を行う。なお、弔辞贈呈及び追悼演説を行うことができるとしております。

それでは、故永井千年議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと存じます。

議員各位、理事者の皆様、傍聴席の皆様にも御協力をお願いしたいと思います。

御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷。

[黙 祷]

お直りください。

御着席をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、これより追悼演説を行います。議員を代表して、真野和久議員をお願いをいたします。

#### ○13番（真野和久君）

それでは、永井千年議員の追悼演説を行います。

追悼の言葉を述べさせていただく前に、永井千年議員の御遺族に対し、心よりお悔やみを申し上げます。また、議長並びに議員の皆さん、市長初め職員の皆さんにはお時間をいただき、お礼を申し上げます。

追悼の言葉。

永井千年議員は、昨年2011年12月24日、永眠されました。

11月議会の初日に、永井議員本人から入院すると連絡を受けたときには、いつもと変わらない口調でした。まさかそれから一月もたたず逝去されるとは思ってもありませんでした。余りにも突然に、そして、まだこれからも議員として活躍してもらえと思っていただけに、今でも

信じられない思いです。

永井議員は、住民の大きな支援を受けて、1995年立田村議に当選して以来、村議として10年、町村合併後は愛西市議として7年の間、常に全力で議員としての職責を果たされました。常に市民の声を議会へ取り上げ、その実現のために奮闘するとともに、日本共産党愛西市議団の団長として会派を引っ張り、議会運営委員会委員、各常任委員会委員、決算特別委員会委員、また海部南部水道企業団議会議員を歴任し、鋭い論戦力をいかんなく発揮され、市政の発展に尽力されました。

さらに永井議員は、立田村議時代には、地域の住民の方々と産業廃棄物焼却炉建設の差しどめ裁判を起こし、その先頭に立って裁判に勝利し、建設を断念させました。愛西市議となっても、海部南部水道企業団談合裁判の原告団事務局を務めるなど、議会の内外で活躍されました。

いつも市民のために行動し、相談に乗り、その立場に立って、我が事のように怒り、悩み、解決に当たってられました。そして、必要とあらばちゅうちょなく全国を飛び回る、その熱意と行動力はまねできるものではありませんでした。

議員互助会のレガッタチームの一員として、優勝の一翼を担い、力強くオールをこぐ姿も忘れられません。

どんなときも自分の最善を尽くして頑張る。最後まで頑張り抜いた永井議員を私たちは忘れることはありません。議会人として常に市民の立場に立ち、真摯に議会に臨んだ永井議員の姿勢を、そして納得ができないことは徹底して追及し、さまざまな提案を行い、市民の生活の安心と市政の発展を願っていた永井議員の思いを私たちは学び、引き継いでいきたいと思います。

今は亡き永井千年議員の御冥福を心からお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

2012年2月28日、愛西市議会議員、真野和久。

千年さん、今まで本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ○議長（大宮吉満君）

追悼演説を終わります。

故永井千年議員の御遺族様が退席されますので、議員各位、理事者の皆様には、その場にて御起立の上、お見送りをお願いいたします。

ここで、議事整理のため暫時休憩をいたします。再開は45分ぐらい、すぐ開催いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

岩間議員。

#### ○12番（岩間泰彦君）

先ほどの報告の中で、かさ上げのところを防災上50メートルとどうも言ったそうですので、50センチに訂正をお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

ということでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第1号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第1号：愛西市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第1号：愛西市暴力団排除条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市暴力団排除条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、愛知県暴力団排除条例の施行に伴いまして、県の施策に歩調を合わせ、地域経済の健全な発展に寄与し、市民の安全で平穏な生活を確保するため制定する必要があるということで御提案を申し上げるものであります。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第1号：愛西市暴力団排除条例、それぞれ各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条の関係でございますが、これは条例を制定する目的を簡潔に表現したものでありまして、条例全体の解釈、運用の指針となるものであります。

第2条では、この条例において重要な意義を有する用語や頻繁に用いる用語についてまとめて規定をいたしました。用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものであります。

次に、第3条の関係であります。ここでは愛西市からの暴力団の排除について、利用しない、協力しない及び交際しないことの3つを基本理念といたしまして、市、市民及び事業者が協働して推進することを規定しております。

次に、第4条の関係でございますが、第1項では県及び暴追センター等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策の推進、また第2項では、警察署その他の関係行政機関に対し情報提供をすることとし、市が果たすべき責務について規定をしております。

第5条の関係であります。第1項におきましては、市民の責務を、また第2項におきましては事業者の責務、第3項では市民等の責務として、市民等が果たすべき責務について規定をさせていただきます。

次に、第6条の関係でございますが、第6条では、市が実施をいたします事務または事業が、暴力団を利することとならないように、市が必要な措置を講ずることについて規定をしております。

次に、第7条関係であります。第1項におきましては、公の施設の利用等の許可について、その利用等が当該暴力団の利益になると認めるときは、施設の設置及び管理に関する条例がありますけれども、この条例の規定にかかわらず当該許可をしないことができる。そして第2項では、公の施設の利用等の許可をした後において、その利用等が当該暴力団の利益になると認めるときは、施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず当該許可の取り消し、もし

くは利用等の中止または停止を命ずることができます。そして、これに伴い生ずる損害について、市長等、また施設の利用等許可権者でありますけれども、それについてはその責めを負わないことなど、暴力団が公の施設を利用すること等によりまして、暴力団に利益をもたらすことがないように、公の施設の利用等許可権者が必要な措置を講じるという規定を整備したものであります。

次に、第8条関係であります。第1項におきましては、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行う。また、第2項におきましては、暴力団の排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うなど、市が県及び暴追センター等と連携して、市民等に対する支援を行うことについて規定しておるものであります。

次に、第9条関係でございますが、第1項では、市は、県及び暴追センター等と連携をして、青少年に対する指導及び助言その他取り組みを行う。そして、第2項では、青少年の育成に携わる者に対して、その情報提供その他の必要な支援を行うこととして、市や市民の地域社会全体において、青少年に対し、暴力団排除の重要性を理解させるための指導及び助言その他の取り組みを行うことについて規定をしておるものであります。

次に、第10条におきましては、これは委任としたしまして、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める旨の規定を整備したものであります。

附則としたしまして、この条例の施行については、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、お手元のほうに本条例の概要を取りまとめたものを資料として配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第7・議案第2号（提案説明）

### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第2号：愛西市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○教育部長（水谷 勇君）

議案第2号について、説明させていただきます。

議案第2号：愛西市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

愛西市教育委員会の委員の定数を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、保護者である委員を選出する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市条例第2号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書きの規

定に基づき、愛西市教育委員会の委員の定数は6人とする。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に、教育委員会の組織は5人の委員をもって組織するとなっておりますが、平成19年の法律改正により、教育における地方分権の推進として、教育委員の数の弾力化及び教育委員への保護者の選任義務化が定められ、法律第3条のただし書きの規定により、市の教育委員会にあっては、6人以上の委員をもって組織ができることとなり、制定をするものでございます。

現在の委員におきましては、保護者の委員として平野英治議員が選任されておりますが、任期中で成人され、保護者の委員でなくなりましたので、保護者の意見が反映されるよう、新たに1名を増員するよう定数を6名に定めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の任期につきましては4年であり、他の委員と同様の任期とするため、附則として、この条例は、平成24年7月1日から施行をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第3号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第3号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第3号について御説明申し上げます。

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による水道法の改正に伴い、制定する必要があるからでございます。

おめくりいただきまして、愛西市条例第3号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、ほかに議案第3号資料といたしまして、職務に関する規程（案）を配付させていただいておりますので、あわせてお願いいたします。

それでは、第1条から順次御説明を申し上げます。

第1条でございますけれども、目的としまして、水道法に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない工事の基準及び工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準について、定めております。

第2条でございますが、工事監督者が行うべき工事について、水道施設の新設、各号に掲げる増設、改造の工事の規定を設けております。

第3条でございますが、工事監督者が有すべき資格についてでございます。第1号から第8号までの要件となっております。この中の1号でも該当すれば要件を満たすというものでございます。

第4条でございますが、水道技術管理者が有すべき資格について、第1号から第6号までの要件となっております。この中の1号でも該当すれば要件を満たすというものでございます。

配置基準、資格基準などの条例の内容につきましては、従来、水道法に規定されておりました基準で変更はございません。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第4号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第4号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第4号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、内容説明を申し上げます。

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ移行することに伴い、改正をお願いするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第4号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例ということで、お手元の新旧対照表のほうをお目通しいただきたいと思っております。

今回の条例の改正につきましては、愛知県市町村振興協会が、平成24年4月1日付で公益財団法人に移行することに伴いまして、名称の変更をお願いするという内容でございます。具体的には、新旧対照表に付してありますように、第2条第1項第2号の「財団法人」を「公益財団法人」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するという内容であります。

以上、よろしく願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第5号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第5号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第5号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、平成24年1月10日に提出されました愛西市特別職報酬等審議会の答申にかんがみ、市長及び副市長の給料月額の設定をするに伴い、本条例を改正するというごをお願いをするものであります。

1枚おめくりをください。

愛西市条例第5号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、これもお手元のほうに資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただいております。お目通しいただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、平成24年1月10日付で、愛西市特別職報酬等審議会から提出をされました平成17年度以後の一般職員の給料改定の累計、これはマイナス0.65%になっておりますけれども、それをもとに市長、副市長及び教育長の給料月額を改めるのが適当であるという答申に基づき、今回改正をお願いするものであります。

具体的には表に示しておりますように、市長の給料月額「93万円」を「92万4,000円」に、副市長の給料月額「76万9,000円」を「76万4,000円」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものであります。

以上、よろしくおをお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第6号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第6号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第6号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成24年1月10日に提出されました愛西市特別職報酬等審議会の答申にかんがみ、教育長の給料月額の設定をすることに伴い、本条例を改正するものであります。

す。

1枚おめくりをください。

愛西市条例第6号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。これは申しわけありません、お手元のほうに新旧対照表をお配りしておりますので、お目通しいただきたいと思います。

今回の条例改正は、先ほど市長、副市長の提案理由でも申し上げておりますように、平成24年1月10日付で、愛西市特別職報酬等審議会から提出をされました平成17年度以後の一般職員の給料改定の累計、いわゆるマイナス0.65%をもとに、市長、副市長及び教育長の給料月額を改めるのが適当であるという答申に基づきまして、改正をお願いするものであります。

具体的には第2条に示してありますように、教育長の給料月額「67万1,000円」を「66万7,000円」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第7号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第7号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第7号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例（平成17年愛西市条例第151号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、平成24年1月10日に提出されました愛西市特別職報酬等審議会の答申にかんがみ、市長の給料月額の改定をするに伴い、本条例の改正をお願いするという内容であります。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第7号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例ということで、これも新旧対照表のほうへお目通しいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、先ほど議案第5号で上程をしております市長の給料月額改定に伴い、市長が公約で掲げておられます月額1割削減の特例条例の改正を行うものであります。

具体的にはこの第2条に示してありますように、市長の給料月額「83万7,000円」を「83万1,600円」に改めるという内容であります。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものであります。
以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第8号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井 勤君）

議案第8号について御説明させていただきます。

議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正について。

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第8号：愛西市手数料条例の一部を改正する条例。愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、議案第8号の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思いません。

今回の改正であります、危険物貯蔵所の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所のほかに、新たに浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所が加えられましたことに伴い、別表第1の種類、備考欄に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加えるものであります。

新たに加えられました理由ですが、浮きぶたつきの特定屋外貯蔵タンクとは、揮発性の高いガソリン等、危険物を貯蔵する際に、揮発を抑えるためにタンク内に浮きぶたを設けているものであります。このタンクの爆発や火災が、平成15年の十勝沖地震や昨年の東日本大震災時において発生しております。現行法令上では、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準が整備されておらず、このたび当該タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造、及び設備に係る技術上の基準が規定されたことにより加えられたものであります。

1枚お戻り願いまして、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行といたします。  
以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第9号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第9号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（水谷 勇君）

議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）により、図書館法第15条の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第9号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を次のように改正するものであります。

内容といたしましては、図書館法第15条の規定により、図書館協議会の委員の任命について定めておりましたが、法律の改正により、図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命するというように改められ、同法第16条の規定により、委員の任命基準については、省令で定める基準を参酌するものとするとして定めております。また、委員の選任の参酌すべき基準につきましては、図書館法施行規則第12条により定めておりますので、規定に基づき条例を改正させていただくものでございます。

はねていただきまして、議案第9号の資料、愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表により説明させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

第6条の図書館協議会の規定におきまして、第2項に新たに協議会の委員を定め、1号に学校教育の関係者、2号に社会教育の関係者、3号に家庭教育の向上に資する行動を行う者、4号に学識経験のある者と定めるものでございます。第6条に新たに1項を加えるため、改正前の1項から4項を改正後2項から5項に繰り下げるものでございますので、よろしくお願いたします。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第10号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・議案第10号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第10号について御説明をさせていただきます。

議案第10号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、ちびっ子広場を新設することに伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第10号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を次のように改正するということでございます。

愛西市北一色町昭和239番地7に昭和ちびっ子広場を設置いたしますので、設置条例に追加するものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものがございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第11号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・議案第11号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第11号について御説明をさせていただきます。

議案第11号：愛西市介護保険条例の一部改正について。

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令等の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第11号：愛西市介護保険料条例の一部を改正する条例。

愛西市介護保険料条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

改正の説明に当たりましては、資料に基づいて説明をさせていただきます。

最初に、本日お配りをさせていただきました資料3をごらんいただきたいと思います。議案第11号の資料3でございます。

段階別保険料の改正内容を一覧表で対照できるようにいたしました。この一覧表によりまして、改正の内容を説明させていただきます。

最初に、保険料段階の設定につきまして御説明をさせていただきます。

現行第3段階の軽減対策、国基準は0.75でございますが、0.65ということにさせていただいておりますが、この軽減対策を第5期も継続いたします。また、本人の合計所得金額プラス課税年金収入の合計が120万円以下の方につきましては、さらに0.6まで軽減をさせていただくこ

ととさせていただきます。

現行第4段階の軽減対策、国基準1.0でございますが、これを0.85にさせていただきますもの
でございますが、これにつきましても第5期も継続をいたします。

現行第6段階の軽減対策といたしまして、国基準1.25を1.2とさせていただきますもので
ございますが、これにつきましても第5期も継続をいたしております。

以上の軽減に対し、この減額分を補うため、現行第9段階の方につきまして、新たに合計所
得金額800万円以上の段階を設けまして、保険料率1.75を1.85に増額をさせていただきます
ものでございます。

現行第7段階と第8段階、新しい段階でいきますと第8段階と第9段階でございますが、境
界所得であります基準所得金額は、低い段階の軽減分と高い段階の増額分が全国ベースで均衡
するように国で設定をされるわけでございますが、この基準所得金額が200万円から190万円に
改正をされておりますので、あわせて改正をさせていただきます。

なお、新第3段階と新第5段階は、保険者——市でございますが——判断で行うもので
ありまして、国基準以外となりますので、こうした場合は条例本則ではなく、附則で定めるこ
ととなっております。表の右欄に網かけの部分でございますが、該当条項を掲載させていただ
きました。この措置は基準額以下の階層についてのみ適用されるもので、第10段階、第11段階
も市の判断でございますが、こちらは本則で定めております。

続いて、保険料額につきまして説明をさせていただきます。

この表では年額で記載していますが、現行基準額は第5段階で年額4万6,200円、月額に換
算をいたしますと3,850円でございますが、新基準額は第6段階でございますして5万2,200円、
月額4,350円で13%の増とさせていただきます。

増額となりました理由を次の資料で説明をさせていただきます。

はねていただきまして、介護保険料改定についてということで、この資料につきましては、
第5期介護保険事業計画から保険料の設定に関係ある部分を抜粋したものでございます。

最初に、第1号被保険者（65歳以上の方）の推計でございます。

少子・高齢化の進展によりまして、平成26年度には1万8,000人程度になるというふうに推
計をしております。高齢化率は平成22年度23.8%ございましたが、平成26年度には27.5%と
予測をしているところでございます。

次に、要介護認定者の推計でございます。

高齢者の増加に伴いまして、要介護、要支援も含みますが認定者数もふえ、平成26年には平
成23年度より300人程度増加をいたしまして、2,324人程度になるというふうに予測をいたして
おるところでございます。

右の四角でございますが、なお要介護認定者数の増加は予想されるものの、要介護、支援も
含みますが、状態になる割合が高い75歳以上の高齢化率の割合は横ばいで推移すると予測して
おりまして、要介護認定率については12.9%程度と、変わらない状況で推移するのではないかと
いうふうに予想をしているところでございます。

右のほうに移っていただきます。

3つ目に、介護サービス利用者の推計でございます。

施設・居住系サービス利用者が在宅サービス利用者に比べ、今後も増加をするのではないかとということで推計をいたしております。

4つ目に、介護サービス量の推計でございます。

さきに述べました3つの推計から、介護サービス量の推計をいたしております。

第4期実績見込みにつきましては91億7,700万円、第5期につきましては115億1,500万円、3年間の合計で23億3,800万円の増と見込んでおるところでございます。

一番下の介護保険料増額の理由でございますが、介護サービス量の増加を説明させていただきましたが、制度改正によります部分もありますので、そのあたりをここの表にまとめたものでございます。枠内をごらんいただきたいと思います。

制度改正分でございますが、介護報酬の改定がございました。これは3年に1度改定をされまして、介護給付費に大きな影響を与えることとなります。今回はプラス1.2%の改定ということでございました。

続きまして、単位金額の変更。これにつきましては、国家公務員の地域手当に準じまして、地域によりまして報酬が上乘せされている制度でございます。区域割は1級地から6級地とその他ということで7区分に分かれておるわけでございますが、従来、愛西市はその他の地域で、1単位10円で計算をしておりましたが、6級地に変わりましたので、サービスの種類にもよりますが、10円が10.14円から10.21円に上乘せをされることとなります。

第1号被保険者負担割合の改定でございますが、この負担割合につきましては、高齢者が増加をいたしまして、人口構成割合が変化したことによる対応でございます。

続きまして、一番下の黒丸でございますが、施設整備数による給付費の増ということで、市内の病院で老人保健施設への転換を予定されている病院がございまして、その分を見込んでおります。また、海部圏域での特別養護老人ホームの整備の予定もあるというふうに聞いておりますので、その分も見込んだところでございます。

最後に、基金取り崩しの影響について御説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。最初にお配りさせていただいた資料の中の2枚目でございます。資料2の裏面をごらんいただきたいと思います。

介護保険財政安定化基金及び介護保険準備基金取り崩しによる影響額についてでございます。

最初に財政安定化基金の取り崩しをいたしまして、これは県で積み立てをされておるものでございますが、その3分の1に相当する額、愛西へは2,552万円でございますが、市町村に交付されることになりました。これによりまして、本来は4,613円という保険料でございますが、41円抑制をすることができるものでございます。

次の表でございますが、介護給付費準備基金から約1億3,700万円を取り崩しいたしまして、第5期の介護保険料の上昇の抑制に努めておるところでございます。これによりまして、222円抑制をすることができ、この結果、月額基準保険料は4,350円とさせていただいたところで

ございます。

次の図につきましては、基金取り崩しによる保険料の抑制のイメージ図でございます。

それでは、附則に戻っていただきまして、施行期日でございますが、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、はねていただきまして、2ページでございますが、第2条では経過措置を定めさせていただいております。また第3条では、資料3で御説明をさせていただきましたように、第3段階、第5段階の保険料をこの附則で定めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第12号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・議案第12号：愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（大島静雄君）

議案第12号について御説明申し上げます。

愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について。

愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による下水道法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第12号：愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部を改正する条例。

愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

議案第12号、別紙新旧対照表のほうをお願いいたします。

定義におきます第2条第1項第1号中「認可区域外」を「計画区域外」に改めるものでございます。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第13号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議案第13号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、議案第13号について御説明をさせていただきます。

議案第13号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市役所周辺地区地区計画の追加に伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第13号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を次のように改正するということをごさいますして、議案第13号の資料をごらんいただきたいと思ひます。この新旧対照表において説明をさせていただきます。

第1条の目的において、「愛西市測高地区」を「地区計画の区域内」に改めるものでございます。

第2条の適用区域について、この条例は都市計画法第20条第1項の規定により告示する名古屋都市計画測高地区計画の区域内において適用するを、この条例は別表第1に掲げる区域に適用するに改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

別表第1において、名称を測高地区計画、市役所周辺地区地区計画とするものでございます。

1ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

第3条の建築物の用途の制限、第4条の建築物の敷地面積の最低限度、はねていただきまして2ページ、第5条の壁面位置の制限、第6条の建築物の高さの最高限度、3ページの第7条の垣又はさくの構造制限については、5ページからの別表第2において説明をさせていただきます。別表第2をお願いいたします。

対象区域の測高地区計画につきましては、（イ）の建築してはならない建築物から、（キ）の垣又はさくの構造の制限まで、現条例では本文の中で書かせていただいておりますが、改正では別表で整理をさせていただきます。制限については、この測高地区計画については変更にはなっておりませんので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、7ページの対象地区の市役所周辺地区地区計画について、（イ）の建築してはならない建築物について、①畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるものから、9ページの⑩工場で令第130条の6で定めるものを除くまで、それぞれ制限をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

7ページにお戻りをいただきまして、（カ）の建築物の高さの最高限度につきましては30メ

ートルでございます。（ウ）の建築物の敷地面積の最低限度、それから（エ）の建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離、（オ）の適用除外の建築物等、（キ）の垣又はさくの構造の制限については、制限を設けておりません。よろしく申し上げます。

新旧対照表の2ページにお戻りをいただきたいと思います。

下のところでございますが、第6条で、先ほどの建築物の高さの最高限度を追加させていただきましたので、第7条以降については、それぞれ繰り下げをさせていただいております。

第8条につきまして、見出しの地区計画の内外にわたる場合等を対象区域内外にわたる場合に、同条中「第2条に規定する区域」を「対象区域」に、「当該区域」を「当該対象区域」にそれぞれ改めるものでございます。

4ページの第12条第3号について、「又は第5条」を「、第5条又は第6条」に改めるものでございます。

議案の6ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第14号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・議案第14号：愛西市水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（大島静雄君）

議案第14号について御説明申し上げます。

愛西市水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

愛西市水道事業の設置に関する条例（平成17年愛西市条例第138号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による地方公営企業法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりいただきまして、愛西市条例第14号：愛西市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市水道事業の設置に関する条例（平成17年愛西市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

それでは、議案第14号資料の新旧対照表をお願いしたいと思います。

初めに第8条、利益処分の方法及び積立金の取り崩しでございます。

第1項では、毎事業年度利益を生じた場合、前年度からの繰越欠損金があるときは、その利

益で欠損金を埋めて、なお補填残額があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額、20分の1以上を減災積立金に、企業債を有しないときは利益積立金に積み立て、残余の額の全部または一部を建設改良積立に積み立てる。この場合、減災積立金は企業債の額に達するまで積み立てるとする規定でございます。

第2項では、第1項に規定する積立金の目的と目的外使用を禁止する規定でございます。

第1号の減債積立金は、企業債の償還に充てる目的の積立金、2号の利益積立金は、欠損金を埋める目的の積立金、3号の建設改良積立金は、建設改良工事に充てる目的の積立金で、それぞれの目的以外には使用できないとする規定でございます。

第3項では、積立金の目的外使途の禁止に関する例外の規定でございます。あらかじめ議会の議決を得た場合については、目的以外の使途に使用することができる規定でございます。

第8条の追加につきましては、地方公営企業法の規定から廃止された法定積立金への積立義務、利益処分の方法及び積立金の取り崩しについて、愛西市の条例において規定するものでございます。

続きまして、第9条、資本余剰金でございます。

第1項では、毎事業年度生じた資本余剰金は、源泉別にその内容を示す科目に積み立てなければならない。

第2項では、資本金余剰金の処分方法及び順序についての規定でございます。処分順の1番として、第1号でございますが、利益積立金で欠損金を埋めても、なお欠損金があるときに、残額相当額を取り崩す方法。次に、2番目としまして、第1号により処分した後の額の一部を資本金に組み入れる方法。第1号、第2号の方法の順に処分することができる規定でございます。

第3項では、補助金、負担金などで取得した資産のうち、補助金等の金額を差し引いて帳簿価格とする、いわゆるみなし資産の償却に係る資産の滅失、譲渡、撤去等で、損失を生じたときは、資本余剰金を取り崩して損失を埋めることができる規定でございます。

この第9条につきましても、地方公営企業法の資本余剰金処分に関する規定が廃止されたため、愛西市の条例において規定するものでございます。

戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第15号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第20・議案第15号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井 勤君）

議案第15号について御説明させていただきます。

議案第15号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、消防法施行令に基づく省令等の改正に伴い、改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第15号：愛西市火災予防条例の一部を改正する条例。愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

2枚はねていただきまして、議案第15号の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

危険物の規制に関する政令の一部改正により、消防法で定める危険物に、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物、指定数量300キログラムが加えられましたことにより、指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準並びに位置・構造及び設備の技術上の基準について、経過措置を講じるため、附則に第5条から第8条を新設するものであります。

改正内容といたしまして、タンクの構造、配管が一定の条件を満たす場合は、技術上の基準適用外としており、危険物の取扱場所、表示に関する技術基準は、1年間の猶予を与えられます。届け出は、施行の日から半年は適用しないとしております。

この新たに危険物に追加された炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、クリーニング店等で漂白剤に使用しており、現在市内の取扱店舗は数カ所ありますが、指定数量の5分の1以下の少量を取り扱う店舗であり、現在届け出対象施設はございません。

1枚お戻り願います。附則といたしまして、この条例は、平成24年7月1日から施行といたします。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・議案第16号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第21・議案第16号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第16号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛知県知事の許可のあった日から愛知県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名であります。

提案理由につきましては、長久手町の市制施行に伴いまして、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称及び組合議会の選挙区について、所要の規定の整備を行うに当たりまして、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更

することについて協議をするため、必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

愛知県市町村職員退職手当組規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組規約第1号）の一部を次のように改正する。

それで、お手元のほうに新旧対照表を配付させていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思っております。

まず、資料の1ページごらんいただきたいと思います。

第5条の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、長久手町の市制施行、これは平成24年1月4日から市制施行がされておりますが、この長久手町及び尾張旭市長久手町衛生組合の選挙区を1区、いわゆる市側の尾張部のほうへ変更することになります。その1区の定数が1名増になることに伴いまして、議員の定数を「13人」から「14人」に改めるというものであります。

そして、別表第1の関係でございますが、これは組合に加入している市町村名が列記されておるわけでありまして。改正前の上から3行目の「東郷町 長久手町」を「長久手市 東郷町」に、6行目から7行目にかけての「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改めるものであります。

同様の理由によりまして、別表第2、これは裏面になりますけれども、組合議員の選挙区の定数及び組合市町村名を改めるものであります。

具体的には、改正前の1区の定数「4人」を「5人」に改め、組合市町村の2行目、あま市の次に「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を加えるという改正であります。また3区におきましては、1行目の長久手町、5行目から6行目にかけての尾張旭市長久手町衛生組合を削除するという改正であります。

恐れ入ります。お戻りをいただきまして附則の関係でございますけれども、第1項は、この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用するものであります。そして、第2項におきましては、現在在職されている議員は、次の一般選挙が行われるまでの間は、引き続き議員を務めていただくという規定であります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第17号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第22・議案第17号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第17号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,381万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を235億893万円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

初めに、4ページをお願いいたします。

第2表継続費の補正でございますけれども、統合庁舎の設計業務に係る事業費の確定により、総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、第3表の繰越明許費では、用地買収に伴う物件移転のおくれによりまして、今年度内の事業完了が困難となりましたので、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

1ページはねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正でございますが、西保地区で現在進めておりますコミュニティセンターの今年度事業費の精査によりまして、借入限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては、9ページから14ページまで、それぞれ計上させていただいておりますが、各事業の特定財源につきましては、事業費の確定または精査等により、分担金及び負担金を初め、国・県支出金の補正、市債の減額などを計上させていただいております。

一方、一般財源の関係につきましては、9ページ、10ページで一番上段になりますが、毎月の収入状況によりまして、市たばこ税で1億1,000万円の追加補正をお願いしております。

13ページ、14ページで財政調整基金繰入金を3億7,161万5,000円減額し、財源調整をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

歳入については、以上でございます。

次に、歳出の御説明を申し上げます。

歳出につきましては、それぞれ担当部長より御説明いたしますけれども、初めに、私より企画部所管の項目についてお願いをいたします。

15ページ、16ページをお願いいたします。

総務部関係と前後して大変恐縮でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電子計算費で事業費の精査によりまして、委託料・使用料及び賃借料で合計2,550万円の減額をお願いしております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

一番上段でございます。第3目防災コミュニティセンター建設費におきまして、それぞれの項目の事業費で確定または精査をいたしまして、合計1,382万5,000円の減額をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明いたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、申しわけありません。15ページ、16ページのほうへお戻りをいただきまして、お目通しをいただきたいと思えます。

まず1款の議会費の関係でございます。トータルで310万円の減額ということで補正計上させていただきます。これは議員報酬を初め、各経費の精査をお願いしまして、今回減額ということでそれぞれ経費について減額をお願いしておるという内容であります。

それから続きまして、総務課の所管の関係でございますけれども、まず1目一般管理費の関係で、報償費の関係でございますけれども、これはかねてから巡回バスの見直し案の1つでもございました有料化について、これは道路運送法の規定によりまして、地方公共交通会議を設置しなければなりませんという一つの考え方で、いわゆる当初予算に予算化をお願いした経緯でありましたが、今年度早々に、当初から運輸支局等ともこの交通会議設置について協議・検討を進めてまいりました。そして一つの方向づけとして、まず有料化については、市の考え方、方針をまとめた上で、交通会議の立ち合いが一般的ですと、そういった方向づけをいただきましたので、それをもとにいたしまして、市の巡回バス運行検討委員会のほうへも考え方をお示ししました。最終的には検討委員会からも、現行の無料ですばらくは運行するべきであろうということで、そういった見解をいただきました。したがって、交通会議の設置につきましては、今年度につきましては必要なくなったということで、減額をお願いするという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、委託料の関係でございますが、巡回バス、市有バス運行管理、それぞれにつきましては、事業費の確定によりまして、減額をお願いするという内容でございます。

それから、7目の統合庁舎整備費の関係でございますが、これにつきましても事業費の確定に伴いまして、それぞれ減額をお願いするという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、民生費の補正予算について説明をさせていただきます。

まず1目社会福祉総務費でございますが、13節委託料でございます。これは障害福祉システムの改修委託料でございますが、平成24年4月からの福祉制度改正に伴う改修でございます。

扶助費の増額補正でございますが、自立支援医療費といたしまして、人工透析患者など、医療受給者の増加に伴う増額補正でございます。障害者地域生活支援給付費でございますが、地域活動支援センター、あるいは日中一時支援などのサービス利用者の増加に伴う増額補正でございます。

老人福祉費でございますが、需用費で減額させていただきます。1,459万8,000円の減額でございます。また、委託料で240万円の減額でございます。これはどちらも家具転倒防止の関係でございます。消耗品費のほうにつきましては、金具あるいは突っ張り棒など購入の予算でございましたが、ほとんどがL字金具で御希望がありましたので、安く済んだということもございまして、また希望者が見込みを下回りましたので、減額をさせていただくものでござ

います。13の委託料につきましては、シルバーへの取りつけの委託料でございますが、先ほどの説明に伴いまして、減額をさせていただくものでございます。それから、28節の繰出金でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。事務費に対する繰出金でございます。

続いて、2項の児童福祉費でございます。

1目の児童福祉総務費の扶助費、遺児手当、児童扶養手当、それから2目の児童措置費にあります委託料で保育所運営委託料、19節の負担金、補助及び交付金の中で補助金といたしまして、民間保育所運営費等の補助金、特別保育事業費等の補助金でございますが、実績見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。23節の償還金、利子及び割引料で2万4,000円の増額をさせていただいております。22年度の児童手当交付金の交付額の確定による返還金でございます。

3項生活保護費、2目生活扶助費でございますが、1,500万円の増額の補正でございます。医療扶助費といたしまして、入院、あるいはリハビリなどの医療の必要な被保護者の増加によるものでございます。

続いて、市民生活部長より御説明させていただきます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、市民生活部に係る部署について説明をさせていただきます。

19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費及び3目母子衛生費におきまして、がん検診委託料3,000万円の減額、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業委託料1,600万円の減額、そして妊婦・乳児健康診査委託料1,000万円減額をお願いしてございますが、いずれも事業確定、また確定見込みによるものであります。

2目の予防費、20節の新型インフルエンザワクチン接種助成費につきましては、939万8,000円減額をさせておりますが、これにつきましては、平成23年3月末に愛知県から文書が参りまして、平成21年、22年にあったインフルエンザについて、新型と位置づけて取り組んでまいりましたが、平成23年度からは通常のインフルエンザと位置づけをすることになったためであります。

7目の総合斎苑建設費の18節の備品購入費1,300万円の減額につきましても、執行残によるものであります。以上、よろしく願いをいたします。

次は、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部に係ることについて説明をさせていただきます。

6款農林水産業費でございますが、1,450万円の減額をさせていただいております。

1項農業費、5目農業土木費におきましては、事業の確定によりまして、委託料、それから工事請負費でそれぞれ減額をさせていただいております。19節の負担金につきましては、県営事業の確定によりまして、湛水防除事業関係では減額をさせていただいておりますが、一方で、事業の増によりまして、地盤沈下対策事業で220万円、尾張西南部広域営農団地農道整備事業

で250万円、特定農業用管水路等特別対策事業で1,680万円の追加をお願いいたしております。補助金につきましては、土地改良区の事業の確定によりまして、減額をさせていただいております。

8目の排水対策費につきましても、県営事業の確定によりまして、減額をさせていただいております。

次に、8款土木費でございますが、1億2,740万1,000円の減額をさせていただきました。

はねていただきまして、21、22ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費、1目道路維持費におきまして、事業の精査によりまして、それぞれ委託料、工事請負費で減額をさせていただきました。

また、2目道路新設改良費におきましても、事業の精査によりまして、それぞれ委託料、公有財産購入費、それから踏切改良工事等で減額をさせていただいております。

そして、3目の交通安全対策費、4目の橋梁新設費におきましても、それぞれ精査によりまして減額をさせていただきました。

続きまして、3項の都市計画費でございますが、国の補助金の確定によりまして、財源内訳の組み替えをさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続いて、消防長から御説明を申し上げます。

○消防長（横井 勤君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

23ページ、24ページをごらんいただきたいと思います。

9款1項2目非常備消防費の18節備品購入費におきまして、水災害資機材備品として937万3,000円の追加をお願いしております。このことにつきましては、平成23年度の国の補正予算（第3号）に係る消防団安全対策設備整備補助金を活用いたしまして、住民の救助及び避難用の資機材として、消防団の各分団に配備するゴムボート18艇を整備するものでありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（水谷 勇君）

続きまして、教育費に関するものについて説明させていただきます。

歳出につきましては、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費の関係でございますが、本年度、県からの指導により、総合型スポーツクラブを設立するという事で準備を進めてまいっております。3月に設立をする運びとなりました。これのクラブ設立に当たり、県からの助成がありましたので、補正をお願いするものでございます。

歳入として、11ページの14款県支出金、3項県委託金、5目教育費県委託金で15万円を受け入れ、一般財源を減額するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（大宮吉満君）

それでは、時間も大分たちましたので、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第18号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第23・議案第18号：平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、議案第18号：平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ8,773万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ79億9,485万4,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳出関係であります。補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金におきましては、国保総合システム稼働時期の変更に伴う愛西市分の負担金289万7,000円の追加を、また2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費におきましては、療養給付費として80万7,000円の追加を、また9款基金積立金におきましては、平成22年度の繰越金の残金について、必要時に備えまして、準備基金積立金といたしまして8,403万4,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。

歳入におきましては、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金におきましては、特別調整交付金といたしまして289万7,000円を追加し、4目災害臨時特例補助金におきましては、80万7,000円の追加を、また9款繰越金においては、前年度繰越金8,403万4,000円の追加計上をお願いするものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第19号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第24・議案第19号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第19号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7,364万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,029万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。11ページ、12ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料で252万5,000円の補正をお願いいたしております。これは介護保険制度が改正になります。改正に伴いますシステム改修でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金でございます。25節の積立金で7,111万9,000円の補正をお願いいたしております。介護給付費準備金積立金といたしまして、7,112万4,000円、前年度介護保険料精算分などの積み立てでございます。

介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金5,000円の減額でございますが、実績見込みによる減額でございます。

続いて、歳入について御説明をさせていただきます。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で現年度分普通徴収保険料でございますが、9万円の減額でございます。これと関連する経費でございますが、4款の国庫支出金、2項の国庫補助金、4目の国庫補助金の1節国庫補助金で135万2,000円の補正をお願いしておりますが、そのうちの介護保険災害臨時特例補助金で9万円増額をさせていただいております。こちらにつきましては、東日本大震災によりまして草平住宅のほうへ避難をされた方でございますが、保険料は国が補てんをしてくれますので、1款の保険料で減額をいたしまして、国庫補助金で受け入れをさせていただくものでございます。

続きまして、4款の国庫支出金の1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の2節過年度分で792万7,000円の補正でございます。前年度精算に伴う交付分でございます。

続きまして、先ほどの4目の国庫補助金のうちの介護保険事業費補助金126万2,000円でございますが、システム改修に伴う補助金でございます。2分の1の補助ということでございます。

続きまして、5款の支払基金交付金及び6款の県支出金でございますが、それぞれ前年度精算に伴う交付分でございます。

はねていただきまして、8款繰入金の1項一般会計繰入金でございます。4目その他一般会計繰入金の2節の事務費繰入金で126万3,000円でございますが、介護保険のシステム改修による事務費分の繰入金、2分の1の額がこちらのほうで一般会計からの繰り入れでございます。

9款の繰越金、1項繰越金、1目の繰越金でございます。1節で前年度繰越金でございます。5,440万2,000円の補正をお願いいたしております。前年度保険料の精算分でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第20号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第25・議案第20号：平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第20号：平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3,030万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億2,854万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明させていただきます。11ページから12ページをごらんください。

1款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費の13節委託料、15節工事請負費につきましては、事業精査の結果、2,397万2,000円の減額。

また、2目施設管理の13節委託料につきましては、管理組合維持管理請負料としまして250万円の増額となっております。

3款基金積立金につきましては、各組合の前年度余剰金及び中途加入分担金等の確定に伴い、追加補正を今回お願いするものでございます。

続いて歳入でございます。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましても、歳出と同様、事業精査に伴いまして、加入者分担金、維持管理分担金、使用料、基金預金利子、基金繰入金につきましては、それぞれ減額となっております。

5款繰越金773万8,000円、次の9ページ、10ページの雑入で、各組合の前年度余剰金等5,657万円の確定に伴い、追加補正を今回お願いするものでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第21号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第26・議案第21号：平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第21号：平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,021万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,923万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明させていただきます。12ページ、13ページをごらんください。

1 款総務費におきます水洗便所等改造資金利子補給金、浄化槽雨水貯留施設転用費の補助金につきましては、事業精査により650万円の減額。また基金積立金につきましては、前年度繰越分と基金利子の積立分として1億78万円の増額となっております。

3 款公共下水道建設費につきましては、事業精査及び確定により、管路施設等工事1億5,000万円、水道管移設等補償費2,000万円の減額であります。

14ページ、15ページをごらんください。

5 款公債費におきます1目元金におきまして10万1,000円の増額。2目利子としまして1,460万円の減額をお願いするものでございます。

続いて歳入でございます。8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

事業精査及び確定に伴いまして、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、3款国庫支出金、5款財産収入をそれぞれ増額、減額をさせていただいております。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第27・議案第22号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第27・議案第22号：平成24年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第22号：平成24年度愛西市一般会計予算について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、お手元に配付をさせていただいております平成24年度当初予算の概要書に基づきまして、順次御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、概要書の2ページ、3ページをお願いいたします。

平成24年度の一般会計の総額につきましては、歳入歳出それぞれ212億700万円となり、前年度当初予算額に対しまして6.1%の減となりました。

主な内容につきましては、まず歳入から御説明させていただきます。

初めに、市税の関係につきましては、総務部長より御説明申し上げます。

##### ○総務部長（石原 光君）

それでは、歳入の1款市税の関係について御説明申し上げます。2ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

まず市税の関係でございますけれども、24年度66億6,609万5,000円計上いたしました。内容について若干申し上げますが、この内容につきましては、税制改正に伴う16歳未満の年少扶養控除がなくなったことによります増収増と、景気低迷による個人・法人の増収減等を勘案しまして、市民税につきましては増額として見込み計上をしております。

また、同じように、市たばこ税におきましても、前年度実績等を踏まえまして増額計上をしております。ただ、一方で、評価がえの影響等で家屋の税減収が大きく見込まれておりまして、

固定資産税全体で大きく減額計上となっておるのが一つの大きな要因でございます。市税といったしましては、前年度費0.6%の減というような状況の中で当初予算計上をしております。よろしく申し上げます。

以下、歳入の関係につきまして、企画部長のほうより説明をさせていただきます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

続きまして、私のほうから市税以外の歳入につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

まず、第2款の地方譲与税から第7款自動車取得税交付金までは、地方財政計画や国・県の試算に基づき、前年度の実績等を勘案し、それぞれ計上をさせていただいております。

第8款の地方特例交付金では、子ども手当の制度変更に伴い、対前年度比70%減の4,500万円を計上いたしております。

次の第9款地方交付税につきましては、国の出口ベースで対前年度比0.5%の増とされているところですが、23年度は臨時財政対策債への振替額に伴う差し引き増が主な要因であったことなどを勘案しまして、過去の実績なども踏まえまして、対前年度比6.7%増の49億2,000万円を計上いたしております。

第11款分担金及び負担金では、保育所運営費保護者負担金及び学校給食費負担金の減により、前年度対比2.2%減の5億5,066万6,000円を計上いたしました。

第13款国庫支出金では、子ども手当の関係の減額などによりまして、対前年度比24.9%減の18億8,504万2,000円を計上させていただいております。

第14款県支出金では、市江保育園整備などの増額により、対前年度比11.8%増の13億3,097万3,000円を計上させていただいております。

第17款繰入金ですが、財政調整基金を初め、ことし1月に永和小学校の教育環境整備のために3,000万円の寄附があったことによる市民協働まちづくり基金の繰り入れなど、対前年度比7.4%増の19億6,928万円を計上させていただいております。

最後に、第20款市債では、臨時財政対策債のほか、統合庁舎整備事業を初め4事業に充当する合併特例債と、海部地方消防指令センター整備事業債で、対前年度比44.3%減の17億4,750万円を計上しております。

以上で、歳入の主な内容とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容の説明をさせていただきます。最初に、総務部長より御説明申し上げます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、歳出の関係について、順次御説明をさせていただきます。

概要書の4ページ、5ページをごらんください。

まず、1款の議会費の関係でございます。前年度比1.4%の減額となっておりますが、これは議員共済会負担金の掛金率の引き下げ改定による負担金の減が主な要因となっておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2款総務費、まず最初に、ここからは人事秘書課関係の主な事業の内容について

て説明を申し上げます。

1目一般管理費、役務費におきまして、職員採用情報の就職サイトへの掲載料を計上いたしました。これは就職活動の短縮化に伴いまして、学生が就職活動を行う上で情報収集の拠点として活用しております就職サイトへの自治体情報を提供するものであります。

次に、委託料におきましては、精神科医師を新たに指定医として委託をしまして、いわゆる職員等のメンタル不調者の面談・相談に対応するものということで、今回新たに予算化をお願いしました。また、心の定期健診委託料につきましては、これは厚生労働省が義務化に向けて今進めておりますけれども、ストレス調査をメンタルヘルス専門の機関に委託をしたいということで、今回新たに予算を計上させていただきました。

次に、使用料及び賃借料の関係でありますけれども、住宅賃借料ということで、今回新たに計上させていただいております。これは24年度、実は国のほうへ実務研修生として職員を1年間派遣する計画であります。その派遣職員が居住する住宅の借り上げ料について、今回計上をさせていただいたものであります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

3目の文書広報費の委託料の関係でございますけれども、これはホームページのトップページのデザイン、このトップページの関係については、いろんな御意見等をちょうだいしておりますけれども、今回新たに変更と追加をするということで、委託料の計上をお願い申し上げます。

次に、7ページの関係でございます。

これは総務課関連の予算でございますけれども、主な予算について説明をさせていただきます。

まず、1目の一般管理費の関係におきまして、委託料の関係でございます。巡回バス利用の現状診断、それから住民意識の把握と醸成のためのワークショップなどを開催したいということで、それに関連する業務調査費ということで委託費を計上させていただいております。

次に、6目の財産管理費の関係でございますけれども、委託料におきまして、普通財産の売却処分のための不動産鑑定、24年度は一応7筆を予定しております、それに伴う委託料として計上させていただきました。また、緊急雇用創出事業を活用し、草平町地内の市有地、これは23年度予算もお願いしておりますが、忠魂碑の跡地ですね。この環境美化、いわゆる樹木の伐採を図るための予算を計上させていただきました。

次に、8ページごらんをいただきたいと思います。お願いをいたします。

7目の統合庁舎整備費の関係でございますが、ここでは実施設計等、今後進めていく形になるわけでありますけれども、統合庁舎建設・改修設計業務プロポーザル特定審査委員会委員長をお務めいただきました名市大、鈴木教授を相談員としてお願いをしたいということから、報償費を計上させていただきました。

次に、役務費におきましては事業認定、免震性能評価等、また建築確認申請等に伴う関連経費を計上させていただいております。

委託料におきましては、継続費でお願いしておりますように、統合庁舎建設に係る設計、あるいはその監理委託料、また地区計画に伴う庁舎用地と道路用地の分筆等、また庁舎建設による駐車場用地拡張に伴う設計委託料等を計上させていただきました。

次に、工事請負費の関係では、会議室棟解体に伴う執務室、あるいは職員食堂、更衣室移転改修及び設備関係移設等に係る改修工事費として、今回新たに計上させていただいております。

それから、負担金、補助及び交付金のございですが、駐車場用地取得に係る、いわゆる各土地改良区への転用決済金、また庁舎改修工事に伴う負担金といたしまして、三菱東京UFJ銀行のATMがございすけれども、この移設費用に係る負担金を計上させていただいております。

次に、13目のふるさとづくり事業推進費の関係でございすが、今回1,000万円ほど増額になっておりますけれども、これは申請事業の増、あるいは助成限度額を今度は見直しを進めておりまして、限度額の見直しによる増額をお願いしております。

次に、9ページの4項選挙費、1目選挙管理委員会費の関係でございすが、紙ベースの選挙人名簿をデータ化することによりまして、投票情報や異動情報等を正確かつ容易に管理するためのシステムの導入経費と、それから選挙人情報の検索、処理が瞬時に行える機器の購入について、今回新たに新規予算として計上させていただいております。

なお、24年度は8土地改良区の総代選挙が予定されておりますので、それに関連する執行経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

11ページをお開きください。ごらんいただきたいと思ひます。

この11ページの関係につきましては、安全対策課関連の主な予算について説明を申し上げます。

15目の交通安全推進費の関係で、これは佐屋駅周辺の自転車駐輪対策といたしまして、佐屋駅西側駐輪場を新設するための工事費を今回計上させていただいております。面積といたしましては600平米、駐車台数といたしましては約200台を予定したいということで、今回整備を図るものであります。

次に、7項の防災費の関係でございすが、1目災害対策総務費の関係におきましては、これは既に御案内のとおり、防災活動専門員、これは防災における人事部門強化策の1つとして、このたび採用をお願いいたしました退職自衛官の賃金を計上しております。

それから、12ページをお開きください。

委託料の関係でありますけれども、これは市全域への災害時における迅速かつ的確な情報提供を行うため、防災無線（屋外拡声器）の設置に向けての今回実施設計費を計上し、また各公共施設、あるいは町内会から要望がございました集会場への海拔ゼロメートル表示板設置、これは100カ所を一応予定しておりますけれども、それについての予算を計上させていただいております。

それから、補助金のございすけれども、新たに自主防災組織活動事業に対する補助として、訓練補助に加えまして、自主防災活動の促進と防災体制の充実を図るため、新たに防

災用備品を補助対象として、金額といたしまして1,575万円、新規に計上させていただいております。よろしく願いをいたします。

次に、企画部長のほうから説明を申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私から企画部所管の主な歳出について御説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

企画費の関係ですけれども、役務費の商標登録出願料等で65万4,000円をお願いしております。これにつきましては、マスコットキャラクター「あいさいさん」のデザイン及び愛称の商標登録に係る印紙代でございます。現在のグッズをもとに、デザインと愛称、それぞれ7区分を予定しております。

次に、委託料の関係で自治基本条例制定支援委託料210万円でございますが、現在準備を進めております自治基本条例制定のための市民向けの研修会等及び市民委員会を円滑に運営するための委託料でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

統計調査費の関係でございますが、製造業事業所の実態調査で工業統計調査費81万3,000円、5年ごとに就業状況の実態調査を行う就業構造基本調査費57万5,000円、25年度に行われる住宅・土地統計調査を円滑に実施するための調査単位区を設定する住宅・土地統計調査単位区設定費41万6,000円をそれぞれお願いをしております。

次に、防災コミュニティセンター建設費の関係でございますが、西保地区のコミュニティセンター工事請負費で2億900万円を初め、備品購入費978万5,000円など、関連費用を計上させていただいております。

以上、企画部所管の説明とさせていただきます。

続きまして、福祉部長より説明させていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

20ページをごらんいただきたいと思います。中段、賃金の欄でございます。生活保護就労支援員ということで新規で計上させていただきました。

国の生活保護受給者等就労支援事業の実施に基づきまして、就労支援員を配置するものでございます。内容といたしましては、ハローワークへの同行訪問や履歴書の書き方の指導など、就労に当たってのサポートを行うものでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

上から2段目でございます。相談事業委託料でございます。504万4,000円増額をいたしております。障害者の相談もふえておりますし、それに伴い困難事例もふえております。また、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律がこの4月から施行されるわけでございますが、それに基づきまして、サービス利用者にサービス等利用計画書の作成、あるいはモニタリングを実施いたしまして、支給決定の参考とすることとなり、そういった事務

がふえてまいりますので、1名増員をさせていただいております。

同じく委託料の下から2段目でございます。平和祈念式典会場設営委託料を新規に計上させていただいております。市の平和事業の一環として、戦争で亡くなられた方への畏敬の念や平和のとうとさ、恒久平和の大切さなどをあらわすために、無宗教での平和祈念式典の開催、あるいは平和を願う作品の展示などを実施していきたいというふうに考えております。時期としては8月を予定いたしております。

26ページをごらんいただきたいと思います。

扶助費の欄でございます。上の段でございますが、3段目、歳末慰問金でございます。減額をさせていただいております。生活保護世帯と遺児世帯に年末に5,000円を配付いたしておりましたが、これはかなり古くからある事業でございますが、生活保護世帯には年末の一時金が保護制度の中にごございますし、遺児世帯につきましてもいろいろ手当等も充実しております。今年度は3,000円に減額をさせていただく予定をいたしております。また、25年度からは廃止をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、従来ですとここに、暮らしを育てる資金預託金が扶助費と公課費の間にあるわけでございますけれども、今年度は予算を計上させていただいておりません。利用者もなく、現在の制度では改正をするということも難しい状況でございますので、廃止をさせていただいております。

同じく26ページ中段で、先ほどの欄の下のところですが、障害児通所支援費を計上しております。こちらは従来の母子通園費で計上させていただいておったものを、名称が変わったわけでございますが、従来の母子通園は、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスということで実施をしておりますが、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、障害児の支援につきましては、児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実を図ることとなりまして、児童発達支援事業所として運営していくこととしております。したがって、名称等も変えさせていただいております。

また扶助費で、障害児通所給付費を計上いたしておりますが、ほかの事業所と同じように、児童発達支援事業所という一つの事業所ということになりますので、市からの給付費を支給し、その給付費で施設を運営するといった形になります。また、市はその支給した給付費に対して国から補助を受けるといった形になりますので、若干予算組みが変わっております。

28ページをごらんいただきたいと思います。

28ページの下段でございますが、生活扶助費でございます。保護世帯の増加に伴いまして、扶助費を増額して計上させていただいております。

少し飛びますが、32ページをごらんいただきたいと思います。

32ページ、委託料の中段あたりでございますが、家具の転倒防止金具取付委託料でございます。23年度から取り組んでおりますが、引き続いて実施をさせていただきます。24年度からは、金具などの材料の調達も含めて委託をさせていただくという形で実施をさせていただくものがございます。

それから、昨年までは委託料で計上いたしておりました在宅介護支援センターでございますけれども、24年度につきましては、予算は計上させていただいておりません。地域包括支援センターを南部地域に設けまして、職員等の充実をしておりますので、2カ所の包括支援センターで引き続きの対応をさせていただく関係で、在宅介護支援センターは廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、33ページの扶助費の欄でございますが、マッサージ扶助につきましても、24年度は予算を計上させていただいておりません。利用者も少なく、事業効果が低いということで廃止をさせていただいておるものでございます。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと思います。

35ページ中段の補助金の欄でございます。民間保育所運営費等補助金でございますが、大幅に伸びております。こちらにつきましては、従来の民間保育園の補助金に加えまして、市江保育園の南館でございますが、耐震診断の結果、建てかえが必要だということで建てかえをしますので、その補助金を計上した関係で増額となっております。

同じく35ページの下の段でございますが、扶助費で児童手当を計上させていただいております。従来、子ども手当ということで計上させていただいておりましたが、また児童手当に戻るといってございます。24年の2月、3月分については、2カ月分は子ども手当ということで支給をさせていただきまして、4月以降については、児童手当として計上をさせていただいております。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと思います。

保育園費でございます。需用費の消耗品の説明の欄のところ、ガラス飛散防止フィルムの購入代並びに委託料のところ、ガラス飛散防止フィルムの張りつけの委託料、また防災等情報メールの配信システム運用委託料等を計上させていただいております。保育園の防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

また36ページ、工事請負費でございますが、保育園のキュービクルの設置工事、その下の備品でございますが、エアコンの購入代金等計上させていただいております。猛暑や熱中症対策としてエアコンを設置する予算を計上させていただいております。

なお、キュービクルにつきましては、エアコンを取りつけますと電気容量が不足するために設置をするものでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと思います。

37ページ、児童館費の中の一歩下のところで補助金でございますが、児童クラブ事業等運営費でございます。こちらは民間の児童クラブに補助金を出すものでございますけれども、施設に余裕がある場合におきましては、小学校6年生まで拡大をするということも可能にしていきまして、その分の補助金等も含めて計上をさせていただいております。

福祉部関係は以上でございます。

続いて、市民生活部長から御説明申し上げます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、市民生活部所管に係る主なものについて御説明を申し上げます。  
38ページから始まります。

まず、保険年金課に関する部分でございます。この38ページのほうをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目の後期高齢者医療費におきまして、療養給付費負担金といたしまして5億1,341万4,000円の計上をいたしております。また、後期高齢者医療特別会計繰出金としまして1億2,154万2,000円を計上いたしました。

39ページの上段のほうをごらんください。

ここでは23年度より6目といたしまして、老人保健医療費を起こしまして、その本年の目の予算額合計は229万円を計上させていただきました。前年度当初予算の説明の折にも申し上げましたけれども、老人保健特別会計は平成23年度から廃止といたしましたが、過誤納調整分に係る請求がされることへの対応のために、老人保健特別会計から一般会計へ移管をして設けるものであります。

その下段のほうをごらんください。

2項児童福祉費、6目福祉医療費におきまして、ゼロ歳から小学校6年生までの通・入院無料と中学生の1年生から3年生まで入院無料への子供医療費助成のため、3億240万円の予算計上をさせていただきました。

1枚はねていただいて、40ページをごらんください。

次に、環境課に関する部分でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費におきまして、総合斎苑指定管理委託料、平成24年度分より1年分となることから4,467万5,000円を、また住宅用太陽光システム設置整備事業補助金といたしましては、1キロワット当たりの助成額を3万円といたしまして、予算額を平成23年度の2.4倍に拡大をいたしまして、より多くの市民の方に御利用いただけるようにさせていただき、2,400万円を計上いたしました。

その下段の同5目公害対策費では、環境基本計画策定委託料といたしまして、これは2年計画で、平成24年度は2年目になりますけれども、882万円を計上させていただきました。また、平成24年度からは、県から権限移譲といった業務に関連しまして、愛西市が行うことになりました騒音調査委託料130万2,000円を計上させていただきました。

次に、健康推進課に関する部分でございます。

2枚はねていただいて、44ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費、13節の委託料予算として2億2,731万1,000円を計上いたしておりますが、その中でもがん検診委託料として7,623万6,000円の中で、平成23年度より大腸がん検診の無料クーポン券事業を引き続き24年度も取り入れてまいります。

そして、45ページの下段の方へ目をお移してください。

ここでは節20の扶助費におきまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業助成費といたしまして、4,839万円を予算計上させていただいています。また24年度よりの新規事業といたしまして、1回接種することで5年間有効と言われております高齢者肺炎球菌ワクチンの接種

に対して、その一部を助成することにより、高齢者への接種の促進を図りたく1,325万8,000円を計上いたしました。この助成については1回限りで、対象が70歳以上の方、1回3,000円助成ということで計上をさせていただきました。

以上、よろしく願いをいたします。

次は、経済建設部長より説明をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

概要書の50ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費におきまして、緊急雇用創出事業農業地域人材育成委託料としまして、農業分野で農家に失業者を派遣し、実際の農業の場で働きながら研修を受けていただくという地域人材育成事業を行う目的に859万円を計上させていただきました。

次に、51ページをお願いいたします。

7目水田農業対策費におきまして、生産調整助成金として3,099万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、麦・大豆の集団転作、そして加工用米の助成金として計上をさせていただきます。

5目の農業土木費でございますが、湛水防除事業の負担金としまして3,825万4,000円、はねていただきまして、52ページでございますが、地盤沈下対策事業負担金として2,266万円でございますが、県事業の負担金として計上させていただきます。

次に、補助金でございますが、土地改良施設整備事業でございます。土地改良事業の補助金として9,421万5,000円を計上させていただきました。

次に、農地・水保全管理支払交付金でございますが、引き続き事業が継続されるということになりますので、1,855万3,000円を計上させていただきました。

8目の排水対策費につきましては、農業水利施設保全対策事業ということで、県事業の負担金として2,336万2,000円を計上させていただきました。

次に、53ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費におきまして、商工会の健全な育成のため、商工会への補助金として5,075万3,000円、観光事業の振興のために観光協会への補助金として1,110万3,000円を計上させていただきました。

次に、55ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費におきまして、地域内の側溝・舗装工事として1億7,000万円を計上させていただきます。

次に、2目の道路新設改良費におきまして、道路改良工事として2億3,750万円、土地購入費といたしまして1億212万円を計上させていただきます。

次に、56ページをお願いいたします。

3項都市計画費、1目都市計画総務費におきまして、都市計画基本図修正委託料として航空

写真撮影、そして都市計画基本図作成のために3,100万円を計上させていただきました。

次に、工事関係でございますが、勝幡駅北側の駅前広場の整備工事として4億2,800万円、藤浪駅前の広場の防犯カメラの設置費として250万円、そして瀏高駅前公衆便所設置工事として2,000万円を計上させていただいております。

次に補助金でございますが、民間木造住宅耐震改修費としまして1,100万円、そして住宅内の安全な場所を確保するために、弱者を対象に耐震シェルター・防災ベッド設置費として250万円を計上させていただいております。

以上、よろしくお願いをいたします。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

### ○消防長（横井 勤君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

57ページをごらんください。

1 日常備消防費であります。下段の救急関係では、救急講習関係として43万7,000円を計上しておりますが、AED取り扱いを含めた応急手当の受講者を昨年目標の800人より大幅増の1,500人として、市民の救命率向上を目指しております。

1枚はねていただきまして、58ページでございますが、下段にあります一般修繕の本署待機室情報指令室改修工事で64万3,000円を計上しておりますが、平成25年度の海部地方消防指令センター共同運用開始による、愛西消防の通信指令室廃止に伴い、本署2階にあります通信機能を1階待機室への移転を行いますので、待機室の一角を情報指令室として区切る改修工事を行います。

60ページをごらんください。

下段の備品購入費の救急備品の中で、AEDバッテリー、充電器等で102万8,000円を計上しておりますが、そのうち63万円で市民への貸出専用AED2基を整備いたします。

61ページの負担金、消防学校等教育761万7,000円につきましては、各種教育で職員の専門的な知識、技術の向上を図っていく中、高度な救命処置ができる気管挿管救命士や救急救命士を養成していきます。

その下にあります海部地方消防指令センターとして、施設の非常電源関連工事及び高機能消防通信指令設備等の負担金といたしまして、1億6,600万円を計上しております。

はねていただきまして、63ページをごらんください。

下段の工事請負費では、耐震性防火水槽1基、消火栓10基を新設して、消防水利の充実を図ります。また、火の見やぐら等解体工事で400万円を計上しておりますが、消防団統合に伴い解体希望のあった不用施設は残り8となり、平成24年度で解体工事はすべて終了となります。

防災無線等移設工事費で401万4,000円の計上ですが、先ほど御説明申し上げました通信指令室廃止に伴う本署待機室情報指令室への通信機器及び機能の移転費用でございます。

消防費につきましては、以上であります。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

## ○教育部長（水谷 勇君）

それでは、第10款教育費の主なものについて御説明を申し上げますので、概要書64ページをごらんいただきたいと思います。

1項教育総務費、1目の教育委員会費でございますが、特別支援教育支援員配置委託料として、発達障害などの特別な教育的支援が必要な児童・生徒に、学校生活の支援として特別支援教育支援員を配置しておりますが、現在の6校のほかに、新たに北河田小学校に配置する経費を計上させていただきました。

またその下で、住民の転入とか転出等、住民移動につきまして、住民情報を住民基本台帳と連動させて事務の効率化を図るために、学齢簿等システム導入委託料を計上させていただきました。

2目の事務局費の中で、システム借り上げ料でございますが、小・中学校の教師用のパソコンが更新の時期を迎えましたので、リース方式により更新する経費を計上させていただきました。

続きまして、65ページの2項小学校費、1目学校管理費でございますが、歳入のところでも説明申し上げましたが、このたび永和小学校を卒業された方から、永和小学校に教育的効果向上を図るためにと3,000万円の寄附がございましたので、備品購入並びに永和小学校施設整備工事に充てさせていただくよう、予算を組ませていただきました。

また、需用費の中の修繕料でございますが、3,901万6,000円でございますが、1校当たり50万の増額をして、200万円を単位に緊急修繕に対応させていただくよう予算計上をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

はねていただきまして、次に、66ページの工事請負費、中段でございますが、災害時等における停電時に校内の放送設備で放送が実施できない学校がございますので、非常放送設備設置工事を、また佐屋小学校の南校舎のトイレの改修、グラウンド防球ネット・フェンス等の改修工事、勝幡駅周辺整備にあわせ、勝幡小学校のグラウンド改修整備工事等の予算をお願いしております。

続きまして、はねていただきまして68ページ、中学校費の学校管理費でございますが、先ほど同様、小学校費で説明させていただきましたが、1校当たり50万の増額により、修繕料を増額して計上しております。

また、69ページの工事請負費でございますが、小学校費と同様に非常放送設備設置工事と八開中学校の校舎屋上防水工事、災害時の第1避難場所となります学校屋内体育館で、ガラスの飛散防止の対応ができていない立田・八開中体育館に飛散防止フィルムを張る工事、また立田中学校職員室の床改修工事、そしてバスケットボールのルール改正によりまして、屋内体育館のコートラインの引き直し工事を全中学校で計画させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に71ページ、社会教育関係でございますが、4項社会教育費の社会教育総務費でございますが、愛西市・サクラメント愛知県人会等交流事業を隔年実施として、事業費855万9,000円を

計上させていただきました。

はねていただきまして、2目公民館運営費でございますが、前年度まで佐屋公民館、佐織公民館、東部地区公民館に係る経費を計上しておりましたが、24年4月1日から佐屋公民館を愛西市文化会館に用途変更をいたしましたので、予算を区分させていただきます、3目に文化会館運営費を計上させていただきます。

公民館運営費の工事請負費でございますが、地震等災害対策として佐織公民館のエレベーター改修と外壁タイルの落下防止の改修工事を計上させていただきます。

73ページの文化会館運営費の工事請負費につきましては、電気設備の経年劣化による設備の改修と舞台つり物設備の改修工事を計上させていただきます。

続きまして、はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、スポーツ基本法の制定により、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変わりましたので、関係する予算の名称を書きかえておりますので、よろしくお願いをいたします。

75ページの2目の体育施設運営費の工事請負費でございますが、佐織総合運動場テニスコートの改修、施設の老朽化によりまして、立田体育館競技場の改修、佐織体育館剣道場床改修等の工事をお願いしております。

続きまして、1枚はねていただきまして76ページをお願いいたします。

3目学校給食管理費でございますが、24年度から稼働いたします学校給食センターの維持管理委託料を計上しております。工事請負費につきましては、佐屋・立田センターの解体とその後の駐車場としての整備費を計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上が教育部の主な事業でございます。

これをもって、平成24年度一般会計補正予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

時間も大分たちました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は14時40分ということでお願いいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第23号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第28・議案第23号：平成24年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第23号：平成24年度愛西市土地取得特別会計予算について説明を申し上げます。概要書の78ページ、79ページをごらんいただきたいと思います。

当初予算額につきましては記載のとおり、前年度同額の歳入歳出それぞれ3億200万円を計上させていただいております。

歳出におきましては、公共事業用として先行取得できる物件が生じた場合の土地の購入費と、基金から生じた利息を積み立てるという予算の内容でございます。

歳入につきましては、基金利息並びに諸収入として、土地開発基金からの借入金を財源として予算計上を図っております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第24号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第29・議案第24号：平成24年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、議案第24号：平成24年度愛西市国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。概要書の80ページ、81ページをお開きください。

まず、事業勘定でございます。これの予算総額におきましては74億9,508万8,000円で、前年度比101.6%になりました。事業勘定の歳入におきましては、国民健康保険税は昨年見直した税率で、また交付金などは所定の算定基準に基づきまして計上をさせていただいております。

歳出におきましては、医療費の伸びから保険給付費が51億6,191万円で前年度比102.1%、後期高齢者支援金等が9億3,324万5,000円で前年度比100.5%と増加をいたしております。

続きまして、直営診療施設勘定についてでございます。概要書の88、89ページをお開きください。1億6,214万2,000円ということで、前年度比102.3%となっております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第25号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第30・議案第25号：平成24年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、議案第25号：平成24年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。概要書の92ページ、93ページをお開きください。

この特別会計の総額につきましては6億5,328万円で、前年度比103.7%となっています。保険料に係る広域連合納付金で6億4,353万7,000円がそのほとんどを占めております。

以上であります。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第26号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第31・議案第26号：平成24年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、介護保険特別会計の当初予算をさせていただきます。94ページ、95ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出それぞれ38億3,685万8,000円でございます。前年度比102.8%となっております。

主な内容でございますが、98ページ、99ページをごらんいただきたいと思っております。

98ページでは保険給付費、99ページは予防給付費でございます。両支出で全予算の90%以上を占めるわけでございますが、介護保険事業計画、あるいは高齢者の推移、給付の実績等を踏まえまして、計上をさせていただきます。

続いて100ページをごらんいただきたいと思っております。

介護予防事業、包括的支援事業等、地域包括支援センターの予算でございます。24年度から市の南部地域を担当するサブセンターを佐屋保健センター内に設置をいたしてまいります。

続きまして102ページ、103ページをごらんいただきたいと思っております。

サービス事業勘定でございます。サービス事業勘定の予算額につきましては、歳入歳出ともに4,354万1,000円で、前年比126.8%となっております。この予算につきましては、予防給付に係りますケアマネジメント委託料が主な予算となっております。実績などを踏まえまして、計上をさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第27号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第32・議案第27号：平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、議案第27号：平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明をさせていただきます。概要書の104ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出の総額としましては、8億4,218万8,000円でございます。前年比6.3%の減となっ

ております。

主な内容につきまして説明させていただきます。105ページをお願いいたします。

地区処理施設の市移管に伴います予算計上となっております。事業費につきましては、委託料におきます弁護士委託料300万円でございますが、悪質な滞納者への民事訴訟に要するものでございます。

施設管理費は地区処理施設に係る費用の計上でございます。106ページのコミュニティ・プラント事業として、永和台地区処理施設が市に移管されるに当たり、この予算を計上させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第28号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第33・議案第28号：平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第28号：平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。概要書の107ページをごらんいただきたいと思っております。

予算総額としましては16億7,213万6,000円と、前年比33.2%の増となっております。

主なものといたしまして、108ページをお願いいたします。

一般管理費におきます徴収事務手数料、水洗便所等改造資金利子補給につきましては、平成23年度実績を精査し、計上いたしました。

109ページをお願いいたします。

浄化槽雨水貯留施設転用費につきましても、公共下水道接続推進を図るべく、昨年度と同様に計上いたしました。

公共下水道施設管理費におきます特定事業所等水質分析委託料につきましては、下水道の使用に伴い、特定事業所等の水質の分析であります。

公共下水道施設建設費につきましては、平成24年度事業予定に基づきまして計上いたしました。

110ページをお願いいたします。

日光川下流流域下水道におきます負担金の日光川下流流域下水道維持管理費につきましては、平成23年度接続及び平成24年度までの接続予定世帯数を約1,900件と見込み、計上いたしました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第29号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第34・議案第29号：平成24年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第29号：平成24年度愛西市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

この水道事業につきましては、大変恐れ入りますけれども、予算書の197ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条、総則としまして、平成24年度愛西市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとしまして、給水戸数は9,825戸、前年比90戸増でございます。年間総給水量は325万立方メートル、対前年比1万立方メートルの減でございます。1日平均給水量は8,904立方メートル、対前年比3立方メートルの減とするものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入として、第1款第1項営業収益4億4,426万2,000円、第2項営業外収益152万9,000円、第3項特別利益1万3,000円。

支出としまして、第1款第1項営業費用4億8,325万1,000円、第2項営業外費用1,168万1,000円、第3項特別損失600万4,000円、第4項予備費500万円とする赤字予算を組ませていただいております。

次に、1枚はねていただきまして、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入として、第1款第1項分担金808万3,000円、第2項工事負担金6,000万円、第3項他会計出資金745万5,000円。

支出としまして、第1款第1項建設改良費2億2,209万9,000円、第2項企業債償還金1,141万8,000円を計上しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,797万9,000円につきましては、積立金859万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,942万8,000円、当年度分消費税資本的収支調整額996万円を補てんするものでございます。

次の第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次の第6条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費6,541万1,000円を定めております。

次の第7条では、たな卸資産の購入限度額を509万7,000円と定めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

次の201ページから、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を掲載させていただいておりますので、お目直しをお願いいたします。

なお、主な内容につきまして、また概要書のほうへ戻っていただきたいと思っております。

112ページをごらんいただきたいと存じます。

内容的には昨年と同様、大きく変わってはおりませんが、ふえているものでは、原水及び浄水費の委託料で、佐織中部浄水場の管理棟耐震診断業務として383万1,000円ほどを増額しております。また、大きなものとしまして113ページで、受水費として2億90万6,000円の県営水道の購入費がございます。

次に、116ページの資本的支出でございますが、主なものとしましては、建設改良費の工事請負費で公共下水道工事に伴います工事費、佐織中部浄水場中央監視装置の更新工事で1億9,225万3,000円を計上してございます。また、営業設備費で定期取りかえのための量水器の払い出し費用として485万4,000円を計上しております。

車両運搬具では、災害時の応急対策活動において、避難所等への運搬給水用に、また平常時には工事断水等に用いるために、新規に給水車の購入で1,371万3,000円をお願いするものでございます。積載容量は2,000リットル、2トンを予定しております。

工具、器具及び備品では、大地震など災害時に県水の送水管空気弁から学校、避難所などへの応急給水をするために用います器具の購入で、255万6,000円をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、24年度予算の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第35・請願第1号及び日程第36・請願第2号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第35・請願第1号：年金支給年齢の引き上げをやめる請願について並びに日程第36・請願第2号：年金支給年齢の引き上げをやめる請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

##### ○5番（下村一郎君）

紹介議員であります下村です。

請願第1号等に対して説明をさせていただきます。

請願第1号：年金支給年齢の引き上げをやめる請願。

紹介議員、下村一郎、加藤敏彦。請願者、全日本年金者組合愛知県本部佐屋支部支部長、塩月幸男。

同内容で中井弘二さん、佐織支部で出ておられて、まず、この2本一緒でありますので、どうして1つにまとめてもらえなかったのかなあという気がしますが、向こうの都合でありますので、これはしょうがないということであります。

朗読をして、説明にかえさせていただきます。

請願の趣旨。政府は、社会保障と税の一体改革成案の中で、年金支給年齢を68歳または70歳に引き上げるとしています。しかし、現在の年金制度でも、厚生年金の支給年齢の引き上げが進行中です。1949年4月3日以降に生まれた男性の基礎年金部分は、すべて65歳支給となりま

す。また、1961年4月3日以降に生まれた男性は、65歳前には年金は全く支給されなくなりま  
す。（女性は5年おくれ）。

公務員の定年制は依然として60歳です。大企業も原則60歳となっております。これ以上の支  
給開始年齢の引き上げは高齢者ばかりでなく、国民全体の生きがいを損ない、年金制度への不  
信を増幅するものです。

3. 政府は成案の中で、ヨーロッパ諸国も年齢は引き上げられている例を列挙しています。  
しかし、イギリスは定年制を廃止しています。体力のあるうちはそのまま働ける。何らかの理  
由で働けない人は、年金支給年齢前まで生活保護的な手当が支給されるなど、生活保障の制度  
は確立しています。

以上の趣旨から、国に対して、下記事項の意見書提出の採択をお願いします。

請願項目。年金の支給年齢は現行を維持し、引き上げをやめること。

2つ目、2号は同じ内容であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・請願第3号及び日程第38・請願第4号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第37・請願第3号：年金2.5%の削減をやめる請願について並びに日程第38・請
願第4号：年金2.5%の削減をやめる請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、
一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○5番（下村一郎君）

年金2.5%の削減をやめる請願書について。

紹介議員、下村一郎、加藤敏彦。請願者、愛西市町方町北前60-2、全日本年金者組合愛知
県本部佐織支部支部長、中井弘二。

請願の趣旨。政府は、年金の支給水準が本来水準より2.5%高く支給されているとして、今
国会に削減法案を提出しようとしています。しかし、2000年から物価下落時の年金を引き下げ
なかったのは、年金生活者にとって社会経済状況が厳しいとして、国会で全会一致議決され
たものです。

2. それ以後、今日2.5%の特例水準が維持されていますが、現在の年金生活者の社会経済
情勢は、当時と比べて著しく悪くなっていることはあってもよくなってはおりません。

(1) 公的年金控除縮小、老年者控除の廃止など、税金が高くなっています。

(2) 介護保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険など、さまざまな負担も多くなっていま
す。

(3) もともと食費を中心とする程度の保障でしかない基礎年金（国民年金は満額で6万5,741
円＝2011年度）をわずかな物価の下落で削減することは理由のないことです。

(4) 消費者物価は、高齢者の生活に必要な物資はそれほど下がってはおりません。逆に灯油
は18%も上がっています。災害地を含む寒冷地では、灯油が10円から20円上がるだけで、一冬

2万円から3万円の負担増になります。

3. 若い人との公平性が主張されていますが、地域最低賃金に満たない時給や非正規労働者の低賃金によって生じた格差は、年金切り下げの理由にはならないことです。

4. 今日、日本の経済状況が低迷しているのは、消費動向が悪化していることが原因です。まちなのにぎわいを取り戻し、商店街の活性化のためにも、高齢者の年金削減はやめるべきだと考えます。

以上の趣旨から国に対して、下記事項の意見書提出の採択をお願いいたします。

請願項目。2.5%の年金削減をやめること。

同趣旨ですね。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第39・請願第5号及び日程第40・請願第6号（提案説明）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第39・請願第5号：総ての高齢者に3.3万円の年金を支給する請願について並びに日程第40・請願第6号：総ての高齢者に3.3万円の年金を支給する請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

#### ○5番（下村一郎君）

総ての高齢者に3.3万円の年金を支給する請願書。

紹介議員、下村一郎、加藤敏彦。請願者、全日本年金者組合愛知県本部佐屋支部支部長、塩月幸男。

請願の趣旨。現在、国民年金の満額の月額が6万6,008円です。その半額の3万3,004円は公費です。

2. 日本の年金制度は保険主義の上、最低保障額もなく、政府資料によっても118万人の無年金者がいます。また、国民年金の平均受給額は4.9万円と低くなっています。大災害に見舞われた東北地方にかかわらず、高齢者の生活状況は、社会保障の改悪を基礎に悪化の一途をたどっています。

3. 国連は、2000年度に、日本政府に対して最低保障額を設けることという社会権委員会の勧告を行っています。それ以降、各政党や諸団体は最低保障年金創設の案を発表し、09年の総選挙時にはすべての政党が公約に掲げています。

4. 現政権は選挙マニフェストでも、社会保障と税の一体改革の中でも最低保障額月7万円の最低保障年金制度を創設するとしています。しかし、この案は直ちに現在の無年金者をなくし、低年金者の年金の底上げを行うものとなっていません。

5. また無年金者の出現する大きな理由となっている25年という年金受給資格期間を10年に短縮するようにしてください。一番長い国でも10年です。

以上の趣旨から国に対して、下記事項の意見書提出の採択をお願いします。

請願項目。すべての高齢者に基礎年金の半分を支給すること。

2. 年金受給資格期間を10年とすること。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・請願第7号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第41・請願第7号：子ども医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○14番（加藤敏彦君）

では、請願第7号の紹介をさせていただきます。

子ども医療費無料化の拡充を求める請願書。

愛西市議会議長・大宮吉満殿。請願者は新日本婦人の会佐織支部長の恒川光子さん。同じく佐屋支部長の金子秀子さん。同じく立田班の永井初子さん。紹介議員は、私と下村一郎議員です。

請願につきましては、請願の趣旨を朗読させていただき、紹介させていただきます。

今や少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少など、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

少子化の一因に、安心して子供を産み育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあり、子供の医療費負担は大きなものとなっています。病気の早期発見・早期治療のためにも、子供の心身の健全な発達を促すためにも、いつでも、どこでも、医療費の心配なく安心して医療を受けられるよう願ってやみません。

愛知県下の子ども医療費無料化は、現在中学校卒業までの入・通院無料は54自治体中37自治体（10月1日現在）で実施しており、今後6自治体で実施される予定です。最近では、対象年齢を高校卒業まで拡大する動きも出ています。

愛西市の子ども医療費無料化は、現在通院は小学校卒業までを対象としていますが、安心して子供を産み育てることのできる愛西市にするために、子育て支援対策として、通院を中学校卒業まで子供の医療費無料化を拡大するよう求めます。

請願項目といたしまして、1. 子供医療費は通院を中学校卒業まで完全無料化すること。

この請願につきましては、お手元の請願書では賛同者2,701名となっておりますが、その後の追加も含めまして、2,737名の署名が添えられ提出されております。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・選挙第1号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第42・選挙第1号：海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員の議員選出の永井千年議員の死去に伴いまして、補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の平成24年5月9日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・選挙第2号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第43・選挙第2号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在八木一議員、榎本雅夫議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成24年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。任期は平成26年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月7日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時15分 散会

